

TICAD9 併催事業 TICAD Business Expo & Conference (Japan Fair) 出品要綱

日本貿易振興機構（ジェトロ）

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）が開催（以下「実施」という）する TICAD Business Expo & Conference (Japan Fair)（以下、「展示会」）に、我が国の企業及び団体等が参加（以下「出品」という）する場合は、この要綱の定めによるものとします。

1. 出品者の資格

- (1) ジェトロの定める本出品要綱、「出品のご案内」その他ジェトロの指示を誠実に遵守する者に限ります。
- (2) 我が国の貿易業者、生産業者、工業会、輸出入組合及びこれに類する貿易関係団体並びに地方公共団体等
- (3) 前項に該当する者であっても、過去にジェトロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なるなどにより展示会の実施に支障をきたすこととなるとジェトロが判断した場合、その他ジェトロが適当でないと認めた場合、出品者の資格を有しないものとします。

2. 出品物

- (1) 出品物（装飾資材、実演材料、配布物〈宣伝物、見本品、カタログ及び実演による生産品等〉等を含む：以下「出品物」という）は、ジェトロが定める「出品のご案内」の出品対象業種・分野に限り、出品物は、展示会の開催趣旨、目的に沿い、かつジェトロが認めた次の物とします。
 - (a) 日本製品全般
 - (b) 日本企業の資本参加、技術指導などで生産された製品
 - (c) 外国貨物を出展する場合は所定の通関手続きをとり、国内貨物にした後出品するようにしてください。
- (2) 次に該当する物は禁止又は制限します。
 - (a) 輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物
 - (b) 引火性・爆発性または放射性危険物
 - (c) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害するか、そのおそれのある物
 - (d) 展示効果上の理由によらない同一商品の多数出品
 - (e) 事前のジェトロの承諾を得られなかった物
 - (f) 所轄新行政より指示・勧告のあった物
 - (g) その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物
- (3) 前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出品前にはもとより出品中であっても、その出品を規制または禁止させていただくことがあります。
- (4) ジェトロは、出品者が、本出品申込の前後を問わず本条(2)(3)により禁止された物もしくは規制された物を、出品していた場合には、出品者に対し、当該出品物の展示を取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知します。通知を受けた出品者は、この通知後即時に当該出品物の出品の取りやめもしくは規制に従うものとします。

- (5) (a) 前項において、出品者がジェトロの指示に従わない場合は、ジェトロは、当該出品者の費用により、当該出品者に代わって当該出品物の撤去その他しかるべき措置をとることができ、これにつき出品者は、ジェトロに対し、一切の責任追及を行わないものとします。
- (b) 出品者は前号をあらかじめ了解のうえ、本出品申込をすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。

3. 出品の単位

- (1) 出品の単位は「標準ブース」及び「スペースのみ」（出品者が自身で展示装飾を製作・調達するもの）については9㎡を1小間、「チャレンジブース」は4.5㎡を1小間とします。
- (2) 出品は、原則として1小間を最小単位とします。

4. 出品料

- (1) 出品料は、「出品のご案内」で定めるとおりとします。
- (2) 出品料には、次の経費が含まれます。
 - (a) スペース料
 - (b) 設計料並びに基本的な出品者小間工事費、施設装飾費及び基本備品費（「スペースのみ」にはこれらの経費は含まれません。）
 - (c) 出品者小間側までの電気工事費（「スペースのみ」にはこれらの経費は含まれません）
 - (d) 一定量の電気料（「スペースのみ」にはこれらの経費は含まれません。）
 - (e) 出品者小間外の清掃及び警備にかかる経費
 - (f) 出品者リスト、会場案内等のパンフレット作成配布経費
 - (g) 一般的な広報宣伝費
 - (h) 会場の復旧費
 - (i) 開催報告書の作成費
 - (j) ジェトロの一般管理費

5. 出品料に含まれない主な経費

- (1) 前項に明記のない経費は、全て出品者負担となります。
- (2) 出品料以外に出品者負担となる主な経費には、以下に挙げるものがあります。
 - (a) 展示会場内出品者小間までの一切の輸送経費及びそれを運送する際に発生する一切の経費。
 - イ 出品物の梱包費
 - ロ 空箱保管料
 - ハ 貨物保険料
 - ニ 出品者小間内での出品物据付に係る経費

- (b) 出品物に課せられる輸入税、公租公課及びその他の経費
- (c) 出品物の処理（売却、寄贈、転送、廃棄等）に要する正式通関費、輸送費、貨物保険料及び廃棄経費
- (d) 出品者が自身で製作・調達する展示装飾（以下「自己装飾」という）に関わる資材の設計・デザイン料、制作費、現場組立費及び現場付帯工事費（配線、配管など並びに撤去費（復旧費を含む）
- (e) 出品者が独自に注文する什器・備品等のレンタル料
- (f) 出品物の実演に要する経費（工事費、電気・水などの使用料、材料・機材費など）
- (g) 出品者小間内における清掃並びに警備に係る経費
- (h) 通訳、商品説明員などの備人費
- (i) 出品者の旅費・交通費及び、滞在費
- (j) 出品者が希望する場合の催事（プレゼンテーション、ワークショップなど）の開催費（会場費、設備費、通訳費など）
- (k) 出品者に係る旅行傷害保険料及び第三者賠償責任保険料（会場保険を含む）

6. 出品申込及び申込に係る取り決め等

- (1) 出品申込は、「出品のご案内」に記載の期日（以下「所定の期日」という）までに、ジェットロ所定の様式（以下「様式」という）「出品申込書・承諾書」（2通）に所要事項を記入のうえ行うものとします。
- (2) ジェットロは様式「出品申込書・承諾書」に代表者印を押印し、1通を返送します。これによってジェットロは、出品料の払込みを条件に、出品申込を承諾したことになり、所定の期日までにに行われた出品料の払込みをもって効力が発生します。
- (3) 出品料は原則としてジェットロが指定する日本国内の口座に円貨で支払うものとします。振込手数料等、送金に要する費用は全額、出品者の負担とします。
- (4) 出品料の払込みは所定の期日までに支払うものとします。
- (5) 出品確定後、出品者の都合で出品の取り消し、又は変更、もしくは出品物の大幅な変更をする場合は、書面をもってジェットロの承諾を得るものとします。
- (6) 取り消し、又は変更によってジェットロに損害が生じた場合、あるいはすでにジェットロが支出した経費で出品者の負担となる経費がある場合は、これを差し引いて精算もしくは請求をします。なお、ジェットロから返金する場合の振込手数料、送金に要する費用は全額、出品者の負担とします。
- (7) 出品申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (8) 計画規模を超えた場合、あるいは出品内容が適当でない認められた場合は、申込の小間の一部、もしくは全部を承諾しないことがあります。
- (9) 会場内における各出品者の出品者小間の位置はジェットロが決定し、出品者はこれに異議を述べないものとします。

7. 出品承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) ジェットロは、出品者が出品者の資格を有しないことが判明した場合には出品の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でもそれらを無効とすることができます。この場合、ジェットロは出品者が支払った出品料よりジェットロに生じた損害、あるいはすでにジェ

ットロが支出した経費で出品者の負担となる経費がある場合は、これを差し引いた上で返金します。ただし、出品者は出品資格の喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についてジェットロに請求できないものとします。

- (2) ジェットロは、出品者が本要綱に違反した場合、催告なしに、出品の承諾、取り決めに解除することができるものとします。これによって生じる損害についてジェットロは、賠償請求できるものとします。

8. 展示装飾

- (1) 小間の形態は「出品のご案内」で定めます。
- (2) 会場内の構成、基本的設計・デザイン、小間の配置、基本装飾（施設、備品など）は全体の統一・調和を図るため、ジェットロが企画し、施工します。
- (3) 自己装飾の場合は、所定の期日までに図書を提出し、ジェットロの承諾を得るものとします。
- (4) 出品物の会場における外箱の開梱、組立、据付け、陳列及びディスプレイは出品者が行うものとします。
- (5) ジェットロの承諾を得ずに出品者が持ち込んだ自己装飾資材等で、全体の調和、統一を阻害したり、他の出品者の迷惑になるような物は、撤去することがあります。
- (6) 展示装飾の詳細に関しては、別途所定のマニュアルに定めます。

9. 出品物の管理並びに責任

- (1) 各出品者は、自己の責任と費用において、出品者小間まで出品物の搬入と出品ブース内の出品物の管理を行うものとします。
- (2) ジェットロは、盗難等、出品物の管理に関する責任を一切負いません。
- (3) 出品者が行う展示・据付けに基づく事故についてジェットロは一切責任を負いません。
- (4) 特別な出品物についても出品者の責任で対応するものとします。
 - (a) 製造物責任(P/L)に関連する物品
 - (b) 高価品など

10. 出品物の梱包と輸送

- (1) 出品物の梱包・輸送・据付け業務は、出品者の責任で行うものとします。
- (2) 出品物の搬入等の詳細に関しては、別に定めます。
- (3) 「8. 展示装飾」の定め及びジェットロが別途作成するマニュアルその他関連の規定等によらないために搬入出等で支障が生じた場合、ジェットロは一切その責任を負いません。

11. 出品物の実演等

- (1) 出品物は、出品者小間内において実演することができます。ただし、会場条件及び安全諸法規等により規制されるもの、危険なもの、騒音の激しいもの、有害なものなどは、実演を禁止又は制限することがあります。
- (2) 出品物を実演する場合は、実演の方法、必要な電力等を所定の様式で所定の期日までに提出するものとします。
- (3) 実演の内容によって、行政機関等への届出・申請が必要なものについては、出品者が必要な手続きを期日までに行うものとします。

- (4) 会場内で通常使用可能な電気は、必要量に応じジェットロが出品者小間側まで配線します（「スペースのみ」の場合はこれらの経費は出品者負担となります）。
- (5) 映像物（ビデオ上映等）については、審査を受ける必要がある場合はその指示に従うものとします。
- (6) 出品物の実演の詳細に関しては、別途所定のマニュアル等に定めます。

1 2. 宣伝物の配布

- (1) 展示会会期中、会場において、宣伝物、見本品、カタログ及び実演により生産された製品等を来場者に配布する場合、事前にその明細の提出を求めることがあります。
- (2) 日本国内の諸規程により配布が許可されない物及び展示会の性格等から判断して不適当と認められる物等は、その配布を断ることがあります。

1 3. 要綱の変更

ジェットロは、やむを得ない事情があるときは、予告なく本要綱を変更することがあり、出品者はあらかじめこれに同意し、変更後の新规定等を遵守することとします。

1 4. 禁止事項

出品者の次の行為を禁止します。

- (1) 出品の承諾及び取り決めにおける出品者としての地位又は権利の全部または一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は賃貸し、あるいは担保に供すること。
- (2) 指定された場所以外の展示場建物の内外部又は周辺に看板、掲示板、広告標識などを設置または提出すること。ただし、ジェットロが事前に承諾した場合はこの限りでない。
- (3) 重量物、または不潔、悪臭等により周囲の迷惑となる物品を搬入すること。
- (4) 来場者及び他の出品者に迷惑となる行為（騒音、臭い、パフォーマンス等）をすること。
- (5) 出品ブースを含む展示会場に損害を及ぼすような行為をすること。
- (6) 展示会における物品・サービスの販売及びこれを目的とする出品
- (7) 出品ブース内に宿泊すること。
- (8) 「出品申込書・承諾書」を含むジェットロへの提出書類に虚偽の記載をすること。
- (9) その他本要綱にて禁止された事項。

1 5. 事故防止及び責任

- (1) 出品者は、出品物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出品者において負うものとします。
- (2) ジェットロは、出品者に対し、出品者の負担で、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置をとることを命ずることができます。
- (3) ジェットロは、展示会への出品に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、ジェットロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。

1 6. 出品物にかかる事故の処理

展示会会期中に加え、展示会の設営等準備や展示会会期後の撤去等に発生した全ての事故について、ジェットロは出品者へ、また出品者はジェットロへ連絡し、その対応を協議することとします。

1 7. 出品物に対する保険

展示会の出品物には出品者の責任において適切に付保することとします。

1 8. 出品者の現場アテンド

- (1) 出品者は出品物の出品者小間への搬入、開梱、据付け等の準備を自身で行うものとします。
- (2) 出品者は出品の効果を高めるため、会期中、出品者小間にアテンドし、出品物の説明、引き合い、商談などに対応するものとします。
- (3) 展示会終了後は、事後処理の円滑化のために、出品物の処理に立ち会うものとします。
- (4) アテンドする人の氏名、期間について、様式「現場アテンド連絡書」を所定の期日までに提出することとします。
- (5) ジェットロは出品者の VISA（査証）の発行に必要な招へい保証書等の書類の発行はしません。

1 9. 展示会終了後の出品物の処理

- (1) 出品物の処理は、全て出品者の責任によって行うものとします。
- (2) 出品物を、無断で会場外へ持ち出し、あるいは第三者への贈与、引渡しをすることは禁止します。
- (3) 出品者は出品物を展示会会期終了後、会場使用期限内に出品者の責任で会場外へ持ち出すものとします。期限内に会場外へ持ち出さない場合は所有権放棄として処分します。処分に伴い費用が発生した場合、その費用は出品者が負担するものとします。
- (4) 出品物の処理は、別途所定のマニュアルに定めます。

2 0. 原状回復

展示会への出品に係るジェットロの承諾及びジェットロとの間の取り決めが解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、出品者はジェットロに対し次に従って出品ブースを明け渡さなければなりません。

- (1) 出品ブースを原状に回復すること。
ただし、出品者が回復工事を行わないときは、ジェットロにおいてこれを回復し、その費用は出品者が負担するものとします。
- (2) 出品ブースの明け渡し後、出品者が出品ブース内に残置した物件があるときは、ジェットロは任意にこれを処分することができるものとします。
- (3) 出品者は、出品ブースの明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、出品ブース、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など一切の請求をしないことはもちろん、出品ブース内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取をジェットロに請求することはできません。
- (4) 展示会への出品に係るジェットロの承諾及びジェットロとの間の取り決め終了後、出品者が出品ブースを明け渡さないときは、当該

承諾及び取り決めの終了の翌日から明度完了に至るまでに発生する実費をジェットロに支払い、かつ明渡し遅滞によりジェットロが損害を被ったときは、実費請求分とは別にその損害をも賠償するものとします。

2.1. 立ち入り点検

- (1) ジェットロまたはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出品者に通知した上で出品ブースに立ち入り、これを点検し、適宜の措置をとることができます。ただし、非常の場合で、ジェットロがあらかじめこの旨を出品者に通知することができないときは事後の報告をもって足りるものとします。
- (2) 前項の場合、出品者はジェットロまたはその使用人の措置に協力しなければなりません。

2.2. マイク使用の禁止と音量規制

- (1) マイクを使用した商品説明は原則として禁止します。詳細は、別途所定のマニュアルに定めます。
- (2) ブース内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量は、ブース前面2メートルにて計測して65デシベル以下とします。

2.3. 廃棄物の処理

- (1) 展示廃棄物、使用済み資材やブース内・周辺の塵、クズは出品者の責任でお持ち帰りください。
- (2) 放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、ジェットロが出品者に実費請求します。出品者には、請求書受領後直ちにお支払いいただきます。

2.4. 展示会の開催中止等

- (1) ジェットロは次号などの場合、展示会の開催を取りやめることが出来るものとします。
 - (a) 戦争、政情不安、天災、感染症、その他ジェットロの責任に帰することの出来ない事由により展示会が開催中止等となった場合
 - (b) 開催期日、方法、場所等の条件に変更があった場合
 - (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェットロとしての展示会の開催が不適当もしくは不可能となった場合
- (2) 前号の場合、ジェットロは事情に応じて出品料の精算、追加経費の出品者負担、出品物の措置等についてすみやかに定め、出品者はそれに従うものとします。

2.5. 火災・盗難・その他の事故等

- (1) ジェットロ及び本展示会に関してジェットロと雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体(以下、本条において主催者らという)は、本展示会に関わる火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出品者または出品者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体ならびに展示会来場者を含む被った被害(各自の所有物の破損・消失・紛失等を含むあらゆる損害)について一切の責任を負いません。
- (2) 主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、会場案内図、Web掲載情報、プロモーション用資料等、一切の製作物に偶

発的に生じた誤字、脱字、色合いの齟齬等について一切の責任を負いません。

- (3) 出品者は、出品者又は出品者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、展示会に関わり発生した火災、盗難、その他一切の事故・事象により、主催者らまたは展示会来場者を含む第三者に負わせた損害(所有物の破損・消失・紛失等を含むあらゆる損害)について、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

2.6. 要綱外事項

- (1) 本要綱にない事項及び補足事項などは出品案内書および各種マニュアルに定めます。
- (2) 本要綱に定める事項と、別途出品案内書および各種マニュアル等に定める事項とに矛盾・抵触が生じた場合、出品案内書および個別のマニュアルに定める規定が優先されるものとします。
- (3) 本要綱に定めのない事項が発生した場合、又は日本国政府や会場等が新たな事項を定めた場合、ジェットロはその対策を決定することができるものとします。
- (4) 前号の場合、ジェットロはすみやかに出品者に通知するものとし、出品者はジェットロの決定した対策に従うものとします。

2.7. 反社会的勢力の排除

- (1) 出品者は、ジェットロに対し、現在、及び、将来にわたって、自らが反社会的勢力(本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。)では無いこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - (a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
 - (b) 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者(受託者の代理人、媒介者を含む。)とすること。
 - (c) 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に關与していると認められる関係を有すること。
 - (d) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
 - (e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後行う予定があること。
 - (f) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェットロの信用を毀損し、またはジェットロの業務を妨害する行為。

ホ 前各号に準ずる行為。

- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。
- (2) 出品者が、上記27.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合、ジェットロは事前の通知等なしに、出品の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、出品者からの出品料等の償還請求には応じられません。
- (3) 上記27.(2)の定めに基づき、ジェットロが出品の取り決めに解除した場合、出品者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェットロに請求できないこととします。
- (4) 上記27.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出品者が、上記27.(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェットロに損害が生じた場合、ジェットロはその被った損害について出品者に対し賠償請求が可能なこととします。

28. 個人情報等の取扱い

- (1) 出品者は、本イベントへの出品などを通じて来場者等の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守するものとします。特に「個人情報」の第三者提供を行う場合は、必ず当該「個人情報」の本人からの同意を得るものとします。出品者が出品などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の本人との間で紛争を生じた場合、出品者と本人で協議して当該紛争の解決にあたるものとし、ジェットロはその責を一切負わないものとします。
- (2) ジェットロは、出品者に関する情報を当展示会の開催・運営にあたって必要な範囲でジェットロが展示会企画・運営のために指定する協力会社等、および他の出品者との間でやり取りできるものとします。また、出品者は、前述の協力会社から本イベントの実施に関連した各種連絡等を受けることを予め承諾するものとします。

29. 免責

- (1) ジェットロは設営準備・会期・撤去の期間中の事故についての責任を一切負いません。ただし、ジェットロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。
- (2) 本要綱24項「展示会の開催中止等」及び26項「要綱外事項」の場合、これによって生ずる出品者の損害及び不利益等について、ジェットロは一切その責任を負いません。

30. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

お問い合わせ先：

日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外展開支援部

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

※2024年12月 ジェトロ海外展開支援部作成